

2024 (令和6) 年8月28日

内閣総理大臣	岸田 文雄 様
厚生労働大臣	武見 敬三 様
厚生労働副大臣	濱地 雅一 様
厚生労働副大臣	宮崎 政久 様
厚生労働大臣政務官	三浦 靖 様
厚生労働大臣政務官	塩崎 彰久 様
厚生労働事務次官	伊原 和人 様
厚生労働省医務技監	迫井 正深 様
厚生労働省保険局長	鹿沼 均 様
厚生労働省保険局医療課長	林 修一郎 様
中央社会保険医療協議会会長	小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会委員	各 位

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓



重症度、医療・看護必要度の該当患者割合基準に係る緊急要請

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の医療・社会保障制度の充実のために、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）約2,300人で組織する団体です。社会保障施策の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、2024年6月に診療報酬改定が実施されました。入院料の施設基準における重症度、医療・看護必要度も改定され、一般病棟用の評価票、急性期一般入院料の該当患者基準、該当患者割合基準等も変更されました。急性期一般入院料の該当患者割合基準については、本年9月末までの経過措置が設けられ、10月以降引き続き改定前と同じ入院料を算定する場合は、10月1日までに所轄の地方厚生局等に届出直しする必要があります。

一方、ご承知の通りこの夏、「第11波」と言われるように新型コロナウイルス感染が拡大し、各医療機関ではその対応に追われ、入院受け入れも多く発生しました。コロナ患者は、重症度、医療・看護必要度の評価上、決して高くなく、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合を引き下げると考えられます。診療報酬改定に伴う、入院料の届出直しの実績を算出する期間とちょうど合致し、一定の影響が出ていると考えられたことから、京都府保険医協会では、京都府内の急性期一般入院料1（7対1）届出・算定病院を対象に調査を行いました。

その結果、コロナ患者受け入れにより、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合に影響が出ている病院が4分の1も存在することが明らかとなりました。

そこで、今夏の状況、コロナ患者の特徴、真に治療が必要な入院患者を滞りなく受け入れることを考慮し、下記の項目について、緊急に改善や対応を実現していただきたくお願い申し上げます。

つきましては「調査結果」もご参照いただき、何卒実現、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

謹 言

記

1. コロナ患者を受け入れた場合には（期間においては）、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合を満たすとみなす施設基準の特例（臨時的取り扱い）を設けること
1. 2024年度（令和6年度）診療報酬改定による重症度、医療・看護必要度に係る施設基準の経過措置期限を9月末から延長すること
1. 重症度、医療・看護必要度の評価の対象から、コロナ患者を除外すること

以上